

一人で悩まないで相談しよう

市は10月19日から、京田辺市電話相談「ひとやすみコール」を始めました。やる気が出ない・何もかも嫌になった・うつかもかもしれない

【対象者】市内に在住・通勤・通学する人  
【ひとやすみコール番号】090・8125・4230  
【相談曜日・時間】毎週水曜日(11月23日祝・平成24年1月4日(水)を除く・午後5時～8時)  
【問合せ先】障害福祉課(☎64・1372)

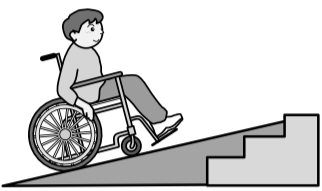
### 心の悩みを電話で相談

## バリアフリー基本構想を策定

#### すべての人が自立した生活を営めるまちに

市は、高齢者や障がいのある人など、すべての人が自立した日常生活・社会生活を営めるまちづくりを目指し、「京田辺市バリアフリー基本構想(田辺地区)」を策定しました。計画期間は平成23～32年度です。同基本構想では、近鉄新田辺駅・JR京田辺駅・商店・病院・郵便局・市役所などの施設とそれらをつなぐ経路の一体的なバリアフリー化促進を目指しています。

【問合せ先】都市計画課(☎63-1219)



用ブロックの設置や、市役所庁舎1階東出入口の自動ドア化などを進めていく予定です。また、民間企業でも、トイレのオストメイト対応器具整備などに取り組んでいただきます。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

【問合せ先】都市計画課(☎63-1219)

## 国民年金

### 保険料は社会保険料控除の対象に 年末調整・確定申告に控除証明書を添付

平成23年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は所得税および住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるには、保険料を納付したことを証明する書類が必要です。平成23年1月1日～9月30日に保険料を納付した人には、日本年金機構から11月上旬までに「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を郵送します。このため、年末調整や確定申告の際に同控除証明書か領収書を必ず添付してください。なお、10月1日～12月31日に今年初めて保険料を納

付した人には、平成24年1月下旬に郵送します。

また、家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができますので、納付した家族分の控除証明書も添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、控除証明書に書かれている年金事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】  
▼控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117) ▼京都南年金事務所(☎075-643-2547) ▼市民年金課(☎64-1333)

### 扶養親族等申告書を郵送 届いた人は12月1日までに返送を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象です(障害年金・遺族年金は課税されません)。課税対象となる年金受給者には、日本年金機構から11月上旬までに「扶養親族等申告書」を郵送しますので、12月1日(木)までに返送してください。同申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決ま

ります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。扶養親族等申告書が郵送される人▼65歳未満で年金額が108万円以上▼65歳以上で年金額が158万円以上  
問合せ先＝京都南年金事務所(☎075-644-1165)

### 今年度最後の診断士派遣希望者募集

## 木造住宅の耐震化を

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、旧耐震基準で設計されています。市は、これらの住宅の耐震化を進め、防災型のまちづくりを目指すため、耐震診断士派遣事業と耐震改修補助事業を行っています。

市から耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。

在の住宅の耐力(評定)が分かり、改修のアドバイスや概算工費を提案してもらうこともできます。

今回が平成23年度の最終募集です。

対象者Ⅱ住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人

対象住宅Ⅱ市内の木造住宅で、次のすべてに該当するもの

▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼建築士(耐震診断士)による耐震診断の評点が1.0未満▼耐震改修工事により評点が0.7以上

### 耐震改修補助事業

木造住宅の耐震改修工事費用を100万円まで補助します。

対象者Ⅱ住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人

対象住宅Ⅱ市内の木造住宅で、次のすべてに該当するもの

▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼建築士(耐震診断士)による耐震診断の評点が1.0未満▼耐震改修工事により評点が0.7以上

【申込・問合せ先】開発指導課(☎64・1341)

募集戸数Ⅱ先着50戸  
補助額Ⅱ耐震工事に要した費用の4分の3。上限100万円  
申込方法Ⅱ市ホームページか開発指導課にある申請書に、耐震改修工事見積書・耐震診断結果報告書の写し・耐震補強計画書・市税の納税証明書などを添えて、提出してください。

## 平成24年度

# 保育所(園)の入所希望を受け付け

## 12月1日から申込用紙を配布

公立	対象年齢(平成24年4月1日現在)	保育所(園)名	定員(人)	所在地	電話番号	1次申込受付日時	保育時間
	生後57日～満5歳	河原保育所 草内保育所 三山木保育所	230 120 90	河原神谷69 草内五反田22-1 三山木南垣内37	62-2681 62-1054 62-2055	1月11日(水) 1月12日(木) 1月13日(金)	
生後57日～満2歳	南山保育所	30	三山木南山63	62-3641	1月16日(月)		
私立	生後57日～満5歳	大住保育園 みみづく保育園	120 150	大住下西野77 田辺西垣内36	62-0468 63-2335	1月5日(休) 1月10日(火)	朝(月～土曜日)午前7時～8時30分 夕(月～金曜日)午後4時30分～7時(土曜日)午前11時30分～午後4時
	満2歳～満5歳	松井ヶ丘保育園	210	山手東二丁目2-7	63-2649	1月6日(金)	
	生後57日～満1歳	バステルキッズ(松井ヶ丘保育園分園)	30	山手中央3(妙ヶヶ内)	64-6775	1月6日(金)	

※松井ヶ丘保育園・バステルキッズの入所対象年齢は、申込状況で変わる場合があります。

市は平成24年度の市内保育所(園)の入所希望者を受け付けます。希望する保育所(園)や年齢によっては入所ができない場合があります。

【対象】児童・保護者ともに本市に在住し住民登録している世帯で、次のいずれかに該当し、同居の親族(65歳未満)なども保育できない家庭の児童

▼保護者が家庭の外で仕事をしている▼保護者が家事以外の仕事をしている▼母親が産前産後▼保護者が病気で負傷をしている・心身に障がいがある▼長期に保護者が病人・心身に障がいのある人を介護している▼保護者が死亡・行方不明・拘禁などではない

【申込用紙の配布場所・日時】各保育所(園) 12月1日(木)～9日(金)午前9時～午後5時

【受付日時・場所】第1次Ⅱ上表のとおり。入所を希望する児童と一緒に来所(園)してください。期間中に来所(園)できない人は、平成24年1月5日(木)～16日(月)に子ども福祉課でも受け付けします。

第2次Ⅱ平成24年1月23日(月)～27日(金)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)子ども福祉課

【問合せ先】子ども福祉課(☎64・1376)

### 小規模特認校・普賢寺小 入学希望者を募集

新1・3年生が対象

教育委員会は、平成24年度の小規模特認校(普賢寺小学校)へ入学を希望する新1年生と新3年生を募集します。小規模特認校制度は、小規模で自然に恵まれた環境の中で体験学習など特色ある教育活動を行う小学校への就学を希望する場合、市内のどこからでも入学を認める制度です。

対象Ⅱ市内に在住する普賢寺小学校を除く通学区域の児童

募集学年Ⅱ新1年生・新3年生

人数Ⅱ若干名

多数の場合は、抽選などで決定します。

申込受付期間Ⅱ11月28日(月)～12月16日(金)

申込先Ⅱ学校教育課

なお、入学には条件があります。くわしくは、教育委員会ホームページをご覧ください。

【見学会・説明会】就学を希望する保護者は、児童と一緒に来校してください。日にちⅡ11月26日(土) 時間Ⅱ見学会：午前9時40分から(受け付けは9時15分から)▼説明会：午後2時から

場所Ⅱ普賢寺小学校

【問合せ先】学校教育課(☎64・1392) ▼普賢寺小学校(☎65・0053)

### 人権擁護委員に 岡山氏・松井氏再委嘱

市が行う「なやみごと相談(日時などは6面の相談事業日程をご覧ください)」のほか、委員の自宅でも相談に応じます。気軽に相談してください。

▼岡山稔さん(☎63-2244) ▼松井啓二さん(☎63-2581) 問合せ先＝人権啓発推進課(☎64-1336)

## 冬休み入会を受け付け 留守家庭児童会

### 11月14～25日に申し込み

教育委員会は、冬休みに留守家庭児童会に入会を希望する児童の申し込みを受け付けます。

【対象】市立小学校の1～4年生で、開設期間に保護者が仕事などで保育する人がいない家庭の児童

【開設期間】12月17日(土)～平成24年1月10日(火)(日曜日・祝日、12月29日(木)～1月3日(火)を除く)

【開設時間】▼短縮授業中…放課後～午後6時30分▼平日…午前8時～午後6時30分▼土曜日…午前8時～午後5時30分

【募集する留守家庭児童会】田辺東・草内・大住・桃園・薪・三山木・松井ヶ丘

通学する小学校の留守家庭児童会が定員を超える場合は、抽選でほかの留守家庭児童会への入会となります。この場合、入会期間は12月24日(土)

～1月7日(土)のみとなります。すでに在籍している児童は、改めて申し込みする必要はありません。

【費用】▼負担金…3,920円(通学小学校でない留守家庭児童会への入会者は、2,240円)。減免措置があります▼スポーツ安全保険料(振込手数料を含む)…700円

【申込方法】社会教育課か各留守家庭児童会にある申込書に、保険費用・就労状況証明書(父母とも必要)などを添えて申し込んでください

郵送による申し込みはできません。

【受付期間・時間】11月14日(月)～25日(金)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く)

【申込・問合せ先】社会教育課(☎64-1393)